

中 企 第 1 4 2 2 号  
令和6(2024)年3月8日

一般社団法人茨城県中小企業診断士協会長 殿

茨城県産業戦略部中小企業課長

「経営革新計画電子申請システム」の運用開始及び  
「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認申請の手引き」の改訂について

本県の中小企業支援施策の推進につきまして、日頃から多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、経営革新計画の電子化を推進するため、電子申請システムによる申請受付を令和6年4月1日から開始します。

電子申請システムの概要については、別添の導入説明資料のとおりです。

また、当課で作成しております標記手引きについて、内容の一部を改訂しましたので併せて御連絡させていただきます。

電子申請システム操作マニュアル及び改訂後の手引きについては、茨城県産業戦略部中小企業課ホームページに掲載しておりますので、経営革新計画の申請をされる際には御確認いただきますようお願い申し上げます。

○中小企業課「経営革新計画申請について」

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/keieikakushin/sinsei.html>

<申請の手引き改訂事項>

- ①電子申請システムの運用開始に伴い、電子申請の案内を追加
- ②その他軽微な修正

**【問合せ先】**

茨城県産業戦略部中小企業課  
経営支援室 高橋・長島

TEL : 029-301-3550 FAX : 029-301-3569

E-mail : [shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:shoryu1@pref.ibaraki.lg.jp)